

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]



審査請求人が令和3年4月16日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年3月23日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成17年3月11日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年3月23日付けで、請求人に対し、法第63条による費用返還決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 請求人は、令和3年4月16日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人の長男（以下「長男」という。）のアルバイトのお給料の控除額を引いた残りを進学のために貯金すると約束した。

途中で使ってしまった為、当時のケースワーカーに相談した。本来は好きなように使ってはいけないが使ってしまったのなら、卒業の進学の時まで、元の金額まで戻して下さいとの事であった。

しかし、次のケースワーカーに変わった時に、あれは間違いだったので、貯金の方に戻していかないと聞かれないが、どのようにするか？と聞かれ、長男がアルバイト代のおこづかいになる分、毎月、5千円か1万円ずつ戻していくと言うと、書類を書いてほしいと言われ、2回目の自立更生計画書を書いた。

その後、団地が当たり、10月に引越して、隣のA市役所へ変わった。そこで処分庁で長男のこの件があると説明したがそれは処分庁の事なのでAでは引き継ぎしないとされた。処分庁から何か連絡がきますかと聞くとはい。との事で待っていた。

イ 5ヶ月たった、3月20日すぎに、当時のケースワーカーから、T e lがかかってきて、長男の件だが、所内で話し合っ、納付書ができましたと言われた。

金額を聞くと全額であった。このT e lがかかってくる時まで、請求人も長男も使ったお金が返金になると知らなかった。ここで初めて聞かされた。それは、おかしいのではないですか？と話して上司の方達と何度か話した。

請求人達はその都度ケースワーカーに問い合わせをして確認して言われた通りにしてきた。係長は、生活保護が廃止になった時に貯まっていなかったでしょ！貯まっていたら返して下さいと言ってませんと言われた。課長からは、目的外使用されたので返金してほしいと言われた。

保護が廃止になった時に返金になるという事も今回初めて聞いたし、団地を申し込む事は事前に伝えていて、3回目で当選したがその間に、今回の事についての説明は一切なかった。今回最初に相談したケースワーカーにT e lで確認した。返金なんて言わなかったよね！戻して下さいとの話しでしたよねと聞くと、はい。と言われたT e lの録音もある。

2回目の自立計画書を書いた後に、1度給料から引かれているが、それも戻すのではなく、勝手に返金になっていた事を今回初めて知った。

ウ 令和3年4月から高校3年生である。進学までまだ1年ある。来年の3月で進学しなかった時に返金になる等の事前のお知らせなら理解できる。

ケースワーカーに言われた通りにしてきた事を何のお知らせもなく、勝手にこんな事をされると思いもしなかった。

弁護士にも相談に行った。すぐに不服申し立てをした方が良いでしょうと言ってもらった。

請求人も長男も言われた通りにできていたのにあまりにも勝手な事をされて納得できない。最初に相談した時に返金になりますと言われていたら、返金の方向で相談していた。

(2) 審理員が令和3年8月25日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 令和2年3月18日の所で、長男のアルバイトの収入申告書の提出がないとあるが、請求人は必ず報告していた。処分庁に行けない時はT e lで報告していたし、書類はまたで良いと言われたのは、ケースワーカーである。

イ 令和2年3月18日、収入申告書の提出がないため、家庭訪問をしたところ、積み立て分を使っていた事が分かったとあるが！！ずっと訪問に行けていないので引越する前に一度訪問に行かせて下さいとのことであった。長男が使ってしまった時、すぐにBさんというケースワーカーに相談している。何度も話した。本来は使ってはダメだが、もし使ってしまったら、高校卒業の進学の時までに元の額へ戻して下さいと言われたのである。だから使っても卒業までに戻したら良いと言われたので長男もその話を理解していた。途中で話しを変えられた事に長男もおかしいと言っていた。

ウ 費用返上の書類が届いてからも、すぐに処分庁のBさんに連絡をして、そんな話ではなかったですよ？卒業の時までに元に戻したら良いとの話しでしたよね？と聞くと、すいません、申し訳なかったです。とそれしか言われなかった。請求人達はその都度きちんと処分庁に問い合わせしていたのに、どうして、処分庁はその事の記入が一切ないのであるうか。部下のミスは認めないで、書いていないと言うことだろうか。ケースワーカーが変わると必ず話していた。何かミスをされた時でもすいませんで終わらせられ今回のようにこんな大事な事までミスは認められないのであろうか。

エ 引越しと同時にこんな手続をされて、しかも、卒業は来年である。これから入試等でお金かかかっていく。処分庁の一方的な事ばかり書かずに、行きさつをもっとしっかりと上司の方分かってほしい。Bさんに使っても卒業の時までに戻したら良いと言われなかったら、長男は使ってなかったと言っている。どうぞ宜しくお願いする。

(3) 審理員が令和3年11月9日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 請求人達は、こんな事になるなんて夢にも思っていなかった。その為に処分庁のように、日付までメモをしていない。請求人は書類の提出等で処分庁に行く事はあった。ただし、請求人が行く時に必ずケースワーカーがいるわけではない。入れちがいや、外出中の時もあって会えていない時もある。請求人が長男を連れて処分庁に行ってケースワーカーと話した事は1度だけである。こんなうその内容ばかりを文字に残されているのか？進路支援相談員でどなた様であらうか？ケースワーカーの事であらうか？収入の方告をすぐには行けない時はT e lでケースワーカーに伝えていた。またで良いとゆうか、時間のある時に持って来て下さいと言われていた。

イ 確かに、預金を使った事は認めている。ただし、すぐにその時のケースワーカー(Bさん)に相談した。本らには使ってはいけないが、卒業までに戻して下さい、と言われて、そのお話しは、2、3回Bさんとしている。だが、Bさんが使ってしまったも卒業までに戻して下さいと言った。その言葉を聞いて長男も請求人もそれを理解していた。途中でも

息子が必要な物があり、使ってしまったらと相談した時も、卒業までに戻して下さいの説明であった。こんなうその内容の手紙ばかり返ってきて長男もおかしいと言っている。Bさんと呼んでもらったら、請求人と長男と行ってお話するよ！！その方が1番まちがいないのではないかとBさんが移動になっていても、どこかの市役所で働かれているのではないかと。処分庁の方は、いつも、どんな時でも部下のミスを認めようとしなないよね？請求人達は一般庶民である。こんな難しい内容で送ってこられても、市役所で専門でお仕事されている方達ほど難しい言葉の意味が分からない。もっと分かりやすい説明でお願いできないか？宜しく願います。

(4) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和元年6月5日付けの長男の氏名が記載された自立更生計画書には、「私は、大学に行き、幼稚園教諭の免許を取るために、大学の入学金、授業料を払うため、100万円を貯金します。」との記載がある。

イ 令和2年6月1日付けの長男の氏名が記載された自立更生計画書には、「もらったバイクの修理代や、学校の友達との付き合い等で使ってしまったが、今まで通り、バイト代から貯金していきます、使った分は毎月のバイト代から5千円又は1万円ずつ戻していきます」との記載がある。

ウ 令和3年3月23日付けの本件処分通知書には、「生活保護法第63条の規定による返還額を下記のとおり決定しましたので、返還してください。」「返還額 円151,486円」、「決定理由 長男が令和元年7月から12月に受領した給与収入について大学入学にかかる費用として積立てるとの申し出があり、収入として認定しないこととしていました。本来積立てるべき額の一部を消費したことにより、令和元年7月から令和元年12月まで保護費において過支給が生じました。このことは、生活保護法第63条の規定する「資力があるにもかかわらず保護を受けた時」に該当し、費用返還の対象となります。つきましては、令和元年7月から令和元年12月に支給した保護費1,092,817円のうち、当該積立金合計額157,423円から積立した額5,937円を除く151,486円の費用返還を決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年8月4日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過及び理由について

(ア) 処分庁は請求人に対し生活保護開始時および平成26年11月25日に、法第61条に基づき、自分の世帯の収入について申告する義務があること、高校生などの未成年が就労（アルバイトも含む）で得た収入についても申告する義務があること、不実の申告があった場合は法第78条に基づき、その間に受けた保護費を遡及して返還すること

になることを説明した。

(イ) 令和元年6月6日、請求人は処分庁に長男が令和元年5月からアルバイト就労を開始していることを口頭で報告した。請求人は処分庁に対して本来収入認定となる長男のアルバイト収入を大学進学費用に充てる目的として積み立てたいとのことで自立更生計画書を提出した。処分庁は収入として認定しないこととした額については長男の預金通帳に管理し、毎月の収入申告時に長男の預金通帳を提出するよう請求人に指示したうえで大学進学費用のために積み立てることを承認した。

(ウ) 令和元年6月12日、請求人は処分庁に令和元年5月4日から就労していることを就職報告書にて報告し、令和元年6月10日に支払われた長男の給与について長男の預金通帳を添えて収入申告した。

(エ) 請求人は長男の、令和元年6月10日から令和元年9月10日までに支払われたアルバイト収入(令和元年5月分から令和元年8月分給与)について、令和元年6月12日、令和元年7月10日、令和元年8月9日、令和元年9月11日に預金通帳の写しを添付して処分庁に収入申告した。処分庁は、申告のあった収入から基礎控除額、未成年者控除額、実費控除額を除いた額を収入として認定しないこととした額とし、この額を積み立てるよう請求人に口頭または保護決定(変更)通知書にて通知した。

(オ) 処分庁は請求人が令和元年9月11日に提出した預金通帳にて令和元年9月10日付残高が95,123円であり、処分庁が積み立てるよう通知した額と一致していることを確認した。

(カ) 令和元年10月29日、令和元年12月3日に請求人は、請求人自らの収入のみを申告したが、請求人の長男の令和元年10月10日以降に支払われたアルバイト収入(令和元年9月分給与以降)については収入申告しなかった。

(キ) 令和2年3月18日、長男の預金通帳及び長男の収入申告書の提出がないため、処分庁職員及び担当係長が請求人宅を家庭訪問したところ、収入として認定しないこととした額として積み立てるべき長男のアルバイト収入を費消してしまい、満額の積立ができていないと請求人から報告があった。そのため、処分庁職員は請求人に対して、積立額を把握するため預金通帳を提出するよう求めた。

(ク) 令和2年4月2日、請求人は処分庁に対して長男の預金通帳を提出した。請求人は令和元年9月11日に令和元年9月10日付残高が95,123円であることを証明する預金通帳を提示して処分庁に申告していたが、実際は同年9月10日付で95,000円を出金し、令和元年9月10日時点の残高は123円であることが判明した。また、令和元年10月10日以降に入金のあった毎月のアルバイト収入は、入金された直後から出金を繰り返し、令和2年2月29日時点で請求人が大学進学費用のために積み立てた額は

910 円であることを確認した。

(ケ) 処分庁は令和元年 6 月 10 日から令和 2 年 2 月 28 日の間に長男が得たアルバイト収入 515,337 円のうち、基礎控除額 176,453 円、未成年者控除額 86,934 円、収入として認定しないことを認めたピアノ教室の月謝やピアノ購入費 86,827 円を控除した 165,123 円について積み立てを容認していたが、これまで処分庁が積み立てを容認した額はバイクの修理費、大型娯楽施設の年間パスポート等の遊興費に費消したと請求人から聴取した。

(コ) 令和 2 年 6 月 1 日、請求人は処分庁に対して 2 度目の自立更生計画書を提出した。処分庁は長男のアルバイト収入を大学進学費用に充てる目的で再び積み立てたいとの意思であったため、当該収入は収入として一旦認定しないこととしたうえで、これまでに積立額から費消した額は毎月の生活費から補填することを承認した。

(サ) 令和 2 年 6 月 9 日、請求人は令和元年 11 月分のピアノ教室代のレシートを提出した。処分庁は当該ピアノ教室代 7,700 円について収入として認定しないこととし、積み立てを容認する額を 165,123 円から 157,423 円に変更した。

(シ) 令和 2 年 4 月 7 日に請求人は、令和 2 年 2 月 28 日に支払われた給与を最後に長男がアルバイトを休止していると報告していたが、令和 2 年 7 月 14 日に請求人より、長男がアルバイトを再開したとの報告があった。令和 2 年 9 月 10 日に請求人は、令和 2 年 8 月 31 日（8 月分給与）に支払われた長男の給与を収入申告した。

(ス) 令和 2 年 10 月 3 日に他実施機関管内に転居し、令和 2 年 11 月 1 日付廃止となった（ケース移管）。

(セ) 処分庁は長男の令和 2 年 9 月分収入申告がなかったため、収入申告書および預金通帳の提出を指示した。

(ソ) 令和 3 年 1 月 20 日、請求人から処分庁に対して長男の預金通帳の提出があった。処分庁は請求人の処分庁における生活保護廃止日である令和 2 年 11 月 1 日までに請求人が長男のアルバイト収入から大学進学費用のために積み立てた額が 5,937 円であることを確認した。

(タ) 令和 3 年 3 月 23 日、処分庁が収入として認定しないこととした額 157,423 円のうち、処分庁が請求人の生活保護を廃止する令和 2 年 10 月 31 日までに請求人が大学進学費用のために積み立てた額 5,937 円を除く 151,486 円について法第 63 条に基づき、費用返還を決定した。

イ 処分庁の意見

(ア) 法令等の定めについて

- a 法第4条は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- b 法第8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定している。
- c 法第8条2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。
- d 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(1)「就労に伴う収入 ア 勤労(被用)収入」において「(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」としている。
- e 次官通知第8の3の(3)「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」において、「ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの ア 生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額 イ 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」としている。
- f 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問(第8の58-2)において、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合として、「収入として認定しない取扱いを行うにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。」としている。また「当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認

認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。」とし、「2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。(1) 自動車運転免許等の就労に資する技術を修得する経費(技能習得費の給付対象となるものを除く)(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必差な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。)及び入学料等に限る。)(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金(5) 就職活動に必要な費用(6) 海外留学に必要な費用(本通知第10の19に該当する場合に限る。)」としている。

g 法第63条は、「被保護者が、急迫等の場合において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

h 「生活保護法問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡) 問13-23 法第63条・法第78条と控除 問 法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。答(1)(略)(2) 法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合(1)と異なり、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規程に従って必要な控除等を適用すべきものである。これを具体的な例に当てはめてみると、返還対象となる収入の種類が次第8の3の(1)のアに規定する「勤労収入」であれば、必要経費のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などの勤労控除を適用すべきである(以下略)

(イ) 本件処分が適法妥当であること

a はじめに

本件処分は、処分庁は課長通知問(第8の58-2)に基づき、就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しない取扱いを認め、請求人も目的外に使用された場合は返還となることを十分に理解していたにもかかわらず、本取扱いにより生じた当該金銭が最初期から貯蓄がなされず、目的外に使用されていることを確認したため、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めたものであり、適法妥当である。以下、詳述する。

- b 請求人が実施要領に沿った取扱いをすることによって始めて、収入として認定されないことを十分に理解していながら、当初より目的外使用を繰り返していたこと。

請求人は、処分庁が収入として認定しないこととした額 95,123 円について、令和元年 9 月 11 日にその同額である 95,123 円の残高が記載された預金通帳の写しを提出している（添付書類 4）。これは、請求人が収入として認定しないことにした額の取扱いについて正しく理解していたことの証左である。しかし実際は、令和元年 9 月 10 日に計 95,000 円が口座から出金されており、処分庁に貯蓄額が報告された令和元年 9 月 11 日時点で残高が 123 円であったことを令和 2 年 4 月 2 日に提出された預金通帳の写しにて確認した。令和元年 9 月 11 日以降、約半年間にわたり、請求人は処分庁からの収入申告及び預金通帳提出指示に従わず、給与振り込みと同時にほぼ全額出金が繰り返し行われ、実施要領に沿った貯蓄がなされなかった。長男口座からの出金は、処分庁に事前相談なく、一度ではなく繰り返し行われたものであること、さらには請求人が長期間、収入申告や預金通帳の提出を忌避していたことを勘案すると、当初から実施要領に沿った取扱いを請求人が履行しようとしていたとは認め難い。使用内容は遊興費であり、課長通知問（第 8 の 58-2）答 2 の自的の範囲に認められず、費用返還を求めることは適法妥当である。

- c 処分庁は本来決定すべきであった返還金決定処分を例外的に一旦保留したに過ぎず、保留した期間も一切改善が見られないことから本件処分を行ったこと。

本来、課長通知問（第 8 の 58-2）に基づき、目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について速やかに費用返還を求めるべきである。しかし、請求人及び長男が大学進学のための積み立てを目的外に費消したことを反省し、今後は費消した額を生活費から補填しながら改めて大学進学に向けて費用を積立てたいとの長男の強い意思を確認したことを踏まえ、長男の自立更生に資すると判断して費用返還決定を一旦保留した。しかし、返還金決定処分を保留してから半年以上が経過したにもかかわらず、補填がなされる状況が確認出来なかった。請求人及び長男は、収入として認定しないこととした額を当初より貯蓄せずに遊興費に費消し、その後、相当期間が経過した後も補填をしなかった状況を確認したことから、長男の大学進学のための貯蓄という当初の目的が一切果たされておらず、実施要領に沿った収入として認定しない取扱いをこれ以上継続することは、他の世帯との均衡を逸すると判断されたため、本件処分を行ったものである。

(ウ) 結語

以上のとおり、本件処分は何ら違法・不当なものではなく、弁明の趣旨のとおり、本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 審理員が令和 3 年 10 月 25 日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 反論書の記載事項の認否

(ア) 前記1請求人の主張(2)ア「処分庁に行けない時はT e lで報告していたし、書類はまたで良いと言われた」について

請求人は令和元年9月11日に長男の預金通帳を提出した後、請求人自らの収入については令和元年10月8日、令和元年10月29日、令和元年12月3日に来所して書面にて収入申告している。また令和元年11月12日には請求人は長男とともに来所し、長男の高校卒業後の進路についてケースワーカーや進路支援相談員を交えて面談を行っている他、令和元年12月3日には長男のクラブ活動に要した費用の領収書を持参して来所し、学習支援費を申請している。さらに令和元年12月24日には長男がアルバイト就労先を離職したと来所のうえ離職届をもって報告している。よって、請求人が処分庁職員と面談する機会は複数回あり、請求人が処分庁に来所できない事情は確認していない。また、処分庁は請求人から長男の預金残高やアルバイトで得た収入の額について、電話にて報告を受けておらず、処分庁から請求人に対し「書類はまたで良い」と説明していない。

(イ) 前記1請求人の主張(2)イ「使っても卒業までに戻したら良いと言われた」について

本来、収入として認定しないこととした額を目的外に使用した場合、処分庁は速やかに返還決定処分を行わなければならない。しかしながら、請求人が目的外に費消したことを反省し、費消した額を毎月計画的に補填していくとの強い意思を令和2年6月1日付自立更生計画書にて確認したことを踏まえて、処分庁は返還決定処分を一旦保留したにすぎない。

その後半年以上経過しても請求人が自ら立てた自立更生計画に反して補填がなされず、真に長男の就労や早期保護脱却を目指す意思が認められなかったため、課長通知(第8の58-2)に基づいて本来の取り扱いを行ったものである。

生活保護受給中は、最低生活費の範囲内での生活になり、一度に高額な貯蓄は不可能である。計画的に貯蓄していかなければならないのは自明である。「使っても卒業の時までに戻す」という、一時的に預金通帳に積立額があればよいというものではなく、処分庁としてそのような補填方法は費消が判明した当初から認めていない。

(ウ) 前記1請求人の主張(2)エ「使っても卒業の時までに戻したら良いと言われなかったら長男は使ってなかった」について

収入として認定しない取扱いとしたアルバイト収入は当然に積立てるものであり、費消することを仮定してその補填方法を処分庁職員は事前に説明していない。長男が積み立てるべき額を費消したことが判明した後に、処分庁職員は毎月の最低生活費から費消分を計画的に補填していくよう説明したものである。よって高校卒業までに補填すればよいとの説明を受けていなければ長男は費消しなかったとの請求人の主張は事実ではない。

イ 本件処分に至る経過及び理由について
前記（１）アに示したとおりである。

ウ 処分庁意見
前記（１）イに示したとおりである。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は何ら違法・不当なものではなく、弁明の趣旨のとおり、本件審査請求について棄却を求めるものである。

（３）処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 前記１請求人の主張（４）アと同一書類

イ 令和元年６月６日付けのケース記録には、「＜来所面談＞請求人長男来所 長男高校１年がアルバイト就労を開始したとのこと。長男は、大学進学を希望しており、幼稚園教諭の免許を取得したいとのこと。大学の進学にかかる費用（受験料、入学金、入学前にかかる１年次前期の授業料）の貯金にあてるアルバイト収入は認定されないのかという訴えあり。また幼稚園教諭の免許取得にあたり、ピアノ伴奏の試験があるとのこと。長男はピアノを習ったことがなく、技術取得には、時間を要するとのことであった。このため、ピアノ教室に通う必要があり、それにかかる費用について長男の収入から払うとのこと。この場合においても、この収入について認定されないのかという訴えあり。これについては別紙のとおりケース診断会議を実施する。＜ケース診断会議＞ケース診断会議の結果、長男の大学進学、幼稚園教諭の免許取得は世帯の自立助長につながる。このため、大学にかかる費用（受験料、入学金、入学前にかかる授業料）、ピアノ教室にかかる費用を長男のアルバイト収入からあてる場合、次第８－３－（３）ク（ア）及び次第８－３－（３）ク（イ）に基づき、収入として認定しない。請求人には長男のアルバイト収入のうち、基礎控除、未成年者控除、実費控除後の額については大学進学費用として長男の口座に積み立て、毎月の収入申告時に通帳を提出するよう伝えた。」との記載がある。

ウ 令和元年７月１０日付けのケース記録には、「＜収入認定変更＞長男６月分請求人の通帳の写しの提出あり。これに基づき収入認定変更する。長男６月分総収入 65,800円 基礎控除（１人目） 20,000円 未成年者控除 11,400円 残 34,400円は、ピアノ教室初回金額残額（9100円）に充て、残りの 25,300円は進学の為の積立金とする。↑積立額累計 25,300円（目標 100万円）このため、収入として認定しない。7／1付 0円」との記載がある。

エ 令和元年８月９日付けのケース記録には、「＜収入認定変更＞長男７月分給与の通帳写し、給与明細の提出あり。これに基づき収入認定変更する。長男７月分総収入 81,310円 基礎控除 21,600円 未成年者控除 11,400円 48,310円 ピアノ購入費 43,347円 進

学のための積立 4,963 円 幼稚園教諭の免許取得に向けて自宅で練習する為の電子ピアノの購入費について、請求人の甥に、43,239 円を立て替えて購入してもらったとのこと。そのため、二男が二回に分けて請求人の甥に払ったということで、領収書の提出あり。(購入時以前の携帯での商品ページを目視で確認)これに基づき、購入費 43,239 円+振込手数料 108 円は収入として認定しないこととする。43,347 円 進学のための積立額累計 30,263 円(目標 100 万) 8/1 付 0 円」との記載がある。

オ 令和元年 10 月 8 日付けのケース記録には、「<収入認定変更>長男 8 月分の通帳写しの提出あり。これに基づき収入認定変更する 長男 8 月分総収入 99,860 円・基礎控除(1 人目) 23,600 円 未成年者控除 11,400 円 残 64,860 円は、進学の為の積立金とする。積立額累計 95,123 円(目標 100 万) このため、収入として認定しない。9/1 付 0 円」との記載がある。

カ 令和 2 年 3 月 18 日付けのケース記録には、「<訪問調査>請求人在宅(中略)・長男の進学の為の積立金について 長男がアルバイト収入を進学の為に積立っていたが、途中から使ってしまう満額の積立ができていないとのこと。今後積立するのであれば、毎月通帳を持参するよう伝えた。とりあえず、現在の積立額を把握するため通帳を事務所まで持参し、今後の処遇については、課内で判断していくと伝えた。積立て用の長男名義の通帳が手元になく、いくら費消したのか分からないとのこと。(中略)・援助方針(中略)長男・4/1 に積み立て額を確認。今後は、控除額から積み立てさせ費消分を補てん、毎月通帳を確認。再度使いこみがあれば、積み立てを中止する。」との記載がある。

キ 令和 2 年 5 月 12 日付けのケース記録には、「<長男収入認定変更>長男の収入について、通帳写しの提出あり。これに基づき下記のとおり変更する。(中略) 4/7 に請求人に架電し確認したところ、記帳して持って行ったため、2/28 の給与が最後とのこと。現在学校も休みで、アルバイトも行っていないとのこと。これまで進学のために積み立てを認めていたが、R2. 3/18 付けケース記録のとおり、積み立てができていないとの申告があり、通帳の提出を求めている。4/2 に提出があり、積立金が引き出されていることを確認。本来現時点で積み立てなければいけない金額については、現在長男アルバイトに行っていないため積立(補てん)できないと話していた。今後、アルバイトを再開した際には毎月通帳を確認し、積み立てができていない時点で積み立てを認めないこととする。請求人、長男に対しこのことを後日説明し、本来積み立ててなければいけない金額の補てん方法について話をすることとする。5/12 請求人に架電し、長男の明細の提出を求めたところ、C は w e b 明細、D は長男に確認したがわからなかったとのこと。C のときは、長男に w e b 明細を見せてもらったが、雇用保険料等の控除額はなかったため、通帳振込額が実際の給料とのこと。D については、アルバイトを再開したら、会社に確認するよう長男に伝えたとのことなのでわかり次第報告するよう指示。1、2 月分の給与については、時給×就労時間で給料の金額と相違がないため、何も控除されていないと思うとのこと。このため、通帳振込額で収入認定変更を行った。」との記載がある。

ク 日付の記載がないケース記録には、「＜長男のアルバイト収入について＞請求人と来所面談。令和元年6月6日ケース記録のとおり、長男のアルバイト収入については、自立更生計画書にもとづき、「大学進学にかかる費用」として100万円まで積み立てを認め、「ピアノ教室にかかる費用」についても収入として認定しないこととしていた。しかし令和2年3月18日ケース記録のとおり、長男が積み立てるべき額を費消していることが判明した。

令和2年2月末までに積み立てるべき金額：165,123円

令和2年2月末の残高：910円（令和2年4月2日提出の通帳により確認）

（1）積み立てるべき金額165,123円について

令和2年3月26日に支払ったピアノ教室の月謝台12～2月分33,440円の領収書を当所に提出したはずであるのに控除されていないとのこと。提出された領収書を確認し、積み立てるべき額を再計算すると伝えた。

（2）今後の積立について

長男はアルバイト収入を大型遊興施設の年間パスポート購入費等に費消していたとのこと。請求人は長男の積立状況を把握できておらず、今回通帳を見て驚いた、と言う。当初長男から提出のあった自立更生計画書の内容に反して積立額を費消していたことをふまえ、今後、改めて費消分を補填しながら積立を希望する場合は①今回なぜ費消に至ったのか、②今後の自立更生計画、③費消分をどのように補填していくかについて長男自身が明記し、改めて自立更生計画書を提出するよう伝えた。また、今後積立を希望する場合は収入申告時に毎回通帳を提出し、確実に積立できていることが確認できない限り、収入認定除外としないことを伝えた。」との記載がある。

ケ 前記1請求人の主張（4）イと同一書類

コ 令和2年6月10日付けのケース記録には、「＜長男の積立金について＞（中略）請求人から提出のあった11月、12月、1月のピアノ教室月謝分領収書について、12月分、1月分については長男の給与が少なく実質収入認定額が生じないため収入から控除できず、11月分のみ控除し、積立累計は157,423円であると伝えた。」との記載がある。

サ 令和2年7月14日付けのケース記録には、「＜請求人と来所面談＞（中略）・長男について7/15からDでのアルバイトを再開するとのこと。高校卒業後の進学先としてE大学に興味を持ち、入学費用や授業料について調べており、必要な額には到底届かないかもしれないが少しでもアルバイト収入を積立て、進学費用に充てたいとのこと。再度■■■■を利用してFPに相談することも可能と助言しておいた。」との記載がある。

シ 令和2年7月16日付けのケース記録には、「＜ケース診断会議＞R2年6月1日付長男から自立更生計画書の提出あり。これにより、長男のアルバイト収入の認定除外を認めるか否か、ケース診断会議を実施す 長男の大学進学、幼稚園教諭の免許取得は、世帯の自立助長に繋がる。このため、大学入学にかかる費用（受験料、入学金、入学前にかかる授業料）、ピアノ教室にかかる費用を、長男のアルバイト収入からあてる場合、次第8-3-（3）-クー（ア）及び、次第8-3-（3）-クー（イ）に基づき、収入として認定しな

い。また再度アルバイト収入による積み立てを認める。再び目的外に消費することのないよう、毎月通帳の提出をさせ、積立額および消費分の補填状況を確認することとする。」との記載がある。

ス 令和2年9月10日付けのケース記録には、「＜収入認定変更＞（中略）長男より吉野家のアルバイトを再開し、預金通帳コピー提出あり。これに基づき収入認定変更する。（中略）長男8月総収入 7,857円 基礎控除 7,857円」との記載がある。

セ 令和2年10月13日付けのケース記録には、「＜A移管による本法廃止＞請求人世帯10/3付でAの住居に転居し、転居先での生活を開始している。11/1付ケース移管予定のため、11/1付で保護廃止とする。」との記載がある。

ソ 令和2年12月17日付けのケース記録には、「＜長男アルバイト収入積立費消による返還について＞（中略）令和元年6月5日付自立更生計画書に基づき、長男のアルバイト収入を「大学進学にかかる費用」「ピアノ教室にかかる費用」として100万円まで積み立てを認め、収入認定除外としていた（令和元年6月6日ケース記録）。しかし、長男が積み立てるべき額を費消していることが分かり（令和2年3月18日ケース記録）、令和2年6月1日付2回目の自立更生計画書の提出を受けて、費消した積み立てるべき額を補填しつつ、アルバイト収入を積み立てることを認めた（令和2年7月16日ケース記録）。さらに、令和2年10月3日付転居に伴い、長男が費消した157,423円が補填されないまま、令和2年11月1日付本法廃止となった。このことについて、本来積み立てるべき額を収入認定除外していたにも関わらず、バイクの修理代や遊興費に費消したことから、問第8の58-2答に基づき、費用返還を求める。」との記載がある。

タ 令和3年1月20日付けのケース記録には、「＜長男の収入申告書について＞請求人来所。長男の未提出分であった令和2年9月分収入申告書の提出があった。長男9月分収入0円・・・10/1付」との記載がある。

チ 令和3年2月18日付けのケース記録には、「＜法第63条に基づく返還決定及び法第77条の2に基づく徴収決定について＞R2.12.17付ケース記録のとおり、長男の大学進学、幼稚園教諭の免許取得は、世帯の自立助長に繋がる。大学入学にかかる費用、ピアノ教室にかかる費用を、長男のアルバイト収入からあてる場合、収入として認定せず、アルバイト収入による積み立てを認めていた。しかし、積立額を費消し補填しないまま11/1付で請求人世帯がAに移管となった。積立金合計額157,423円から積立した5,937円を除く151,486円の過支給が生じた。本来収入認定すべきであった、151,486円について、法第63条および法第77条の2を適用し、返還を求めることとする。（記）法第63条返還金151,486円 収入を得た日時：令和元年7月～令和元年12月、収入充当すべき期間：令和元年7月1日～令和元年12月31日 生活保護費支給済額：1,092,817円」との記載がある。

ツ 前記1請求人の主張（4）ウと同一書類

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原則に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(3) 次官通知第8の3の(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、クにおいて、「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの(ウからキまでに該当するものを除く。)(ア)生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費(学習塾費等を含む。)及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額(イ)当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」と定めている。

(4) 課長通知問第8の58の2の答は、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いについて、
「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行うにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該金銭が他の目的に使

用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的の範囲であることが認められる場合にあっては、この限りではない。

- 1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
 - 2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
 - (1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く。）
 - (2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学料等に限る。）
 - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
 - (4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
 - (5) 就職活動に必要な費用
 - (6) 海外留学に必要な費用（本通知第10の19に該当する場合に限る。）
 - 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。」
- と定めている。

2 本件処分について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、長男のアルバイト収入について、長男の大学進学のための費用として、収入として認定しないこととしていたものの、承認した目的以外に使用されていたことを確認したため、費用返還を求める本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 前記1(3)及び(4)のとおり、高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額については、収入として認定しないこととされている。また、当該金銭を使用した場合、使用内容を確認し、保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めることとされている。

処分庁は、使用内容は遊興費であり、前記1(4)の答2の目的の範囲に認められず、費用返還を求めることは適法妥当であること、処分庁は本来決定すべきであった返還金決

定処分を例外的に一旦保留したに過ぎず、保留した期間も一切改善が見られないことから本件処分を行ったこと等を主張する。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨1(4)ア、2(3)ア及びイのとおり、請求人は、長男の大学進学等に係る費用について、就労や早期の保護脱却に資する経費として収入として認定しない取扱いを求め、処分庁は、これを承認していたことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨1(4)イ、2(3)カ、ク及びケのとおり、請求人は、収入として認定しないこととされた金銭について、長男が費消した旨を申告したことから、処分庁は、請求人及び長男に対する調査により、当該金銭が目的以外に使用されたものと判断したことが認められる。

しかしながら、前記1(4)のとおり、承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めることとされているところ、処分庁は、請求人及び長男に対し、承認した目的以外に使用したとする内容について確認したことは認められるものの、当該使用内容の具体的な金額について確認した経過は認められない。

また、収入として認定しないこととした額の全額が承認した目的以外に使用されたものであるかについて、具体的に確認した経過は認められない。

そして、前記審理関係人の主張の要旨2(1)ア(タ)及び(3)チのとおり、処分庁は、返還額の決定にあたって、収入として認定しないこととした額から保護廃止日である令和2年10月31日までの積立額とする5,937円を控除していることが認められるが、当該積立額を控除することは前記1(4)の取扱いと相違するところ、処分庁がいかなる理由に基づき当該控除を決定したかについては記載がなく、判然としない。

以上からすると、本件処分にあたって、返還額の算定において十分な確認及び検討がなされたものとは認められず、処分庁の判断及び手続に瑕疵があるといわざるを得ない。

(3) なお、請求人は、請求人も長男も使ったお金が返金になると知らなかったこと、保護が廃止になった時に返金になると言う事も今回初めて聞いたこと等を主張する。

本件審査請求に係る書面からは、処分庁が請求人に対し、承認した目的外に使用した場合、返還を求める旨を事前に説明していた経過は確認できない。

また、実施要領において、収入として認定しないこととされた金銭を使用した場合に補填することについての定めは確認できないところ、前記審理関係人の主張の要旨1(4)イ、2(3)ク及びケのとおり、処分庁は、請求人に対し、費消分をどのように補填するかについて、長男から自立更生計画書を提出するよう説明したことが認められる。

そして、目的外に使用した旨を申告した時点から本件処分までの間、1年以上の期間を要していることからすると、請求人が費消分について補填すればよく、返還が必要ではないと誤解した可能性を否定できない。

本取扱いを行うにあたっては、被保護者に誤解を生じさせないよう丁寧な説明が必要である旨付言する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年5月23日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

